

一 平成19年度決算の概要

1. 平成19年度の財政運営にかかる背景

(1) 国の動き

国の「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成19年1月25日閣議決定）によれば、平成19年度の経済見通しは、世界経済の着実な回復が続く下、企業部門・家計部門ともに改善が続き、改革の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下での自律的・持続的な経済成長が実現すると見込まれ、国内総生産の実質成長率は、2.0%程度（名目成長率は2.2%程度）になるとの見通しが示されました。

その後、わが国の経済は、企業部門の底堅さが持続し、景気回復が続くと見込まれたものの、「改正建築基準法」施行の影響により住宅建設が減少していることや、石油製品等の上昇により、消費者物価指数が上昇すること等から、景気回復の足取りが緩やかになり、この結果、平成19年度の国内総生産の実質成長率は1.6%程度（名目成長率は0.6%程度）で政府経済見通しを下回りました。

また、平成19年度の地方財政計画では、歳出について「基本方針2006」に沿って、国の歳出予算と歩を一にして見直すこととし、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図り、財源不足額の圧縮を図る一方、地方交付税の現行法定率を堅持しつつ安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するものとして地方財政対策が講じられました。

(2) 本市の予算編成方針の概要

本市における平成19年度の予算編成に当たっては、新たに策定した「第2次行政経営戦略プラン（平成19年度～平成21年度）」の初年度であり、今後3年間の出発点となる重要な予算であることから、プランで描く3つの将来ビジョン『みんなで安心していきいきと暮らせるまち 心豊かで次代を担う人材が育つまち 都市の器が充実し、快適で活気あふれるまち』の達成に向けた施策を推進することや、持続可能な財政運営を維持していくために、負の資産処理を先送りすることなく全庁挙げて取り組んでいくことを基本として編成しました。

その概要は次のとおりです。

「第2次行政経営戦略プラン」の実施

平成19年度は、「第2次行政経営戦略プラン」の初年度であり、プランの基礎となることから、同プランで掲げた目標の着実な推進を図るものとする。

財政健全化の推進

限られた財源により市民サービスの向上を図るという観点から、人件費や内部的管理経費などの徹底的な節減を図るとともに、企業会計や特別会計を含めた全会計における「後年度財政負担軽減」、土地開発公社を始めとした「不良債権の処理」を着実に進める。

事業の重点化

「政策プラン」に掲げる将来ビジョン達成に向けて、3ケ年で実施すべき施策を「選択と集中」の考え方により、市全体として推進すべき重点事業と位置付け、重点的に財源配分を行う。

決算評価に基づく編成

事務事業を、業務棚卸表等により、平成17年度決算、事業の評価を適切に行うなどにより、有効性、経済性、効率性を検証して、優先順位付け、選択、廃止、縮小等の見直しを行うものとする。

2. 平成19年度予算及び決算の概要

(1) 予算の概要

平成19年度一般会計の当初予算規模は、前年度に比べ27.4億円増（2.9%）の981.4億円となりました。

歳入においては、固定資産税の土地では、地価の下落により減収となるものの、個人市民税が税源移譲や定率減税の廃止等により増収となることや、固定資産税の償却資産でIT関連企業の大規模投資に

より伸びが見込まれることなどから、44.5億円増(8.3%)を見込みました。

この他地方譲与税で、税源移譲に伴う所得譲与税の廃止等により22.3億円減(61.2%)、地方特例交付金で、定率減税の補てん措置分が、減税廃止に伴い特別交付金として段階的縮小となり、全体で11.2億円減(67.1%)、地方交付税で、市税収入の増により普通交付税は不交付と見込みましたが、合併の特例措置による旧楠町分の普通交付税を見込み、特別交付税とあわせて5.9億円減(25.7%)となりました。その他不足する財源を補てんするため、財政調整基金から3億円の繰入を行って収支の均衡を図りました。

歳出については、義務的経費の人件費で、職員定数を削減するものの、定年退職者の増加による退職手当の増加により6.2億円増(3.4%)、扶助費で、児童手当の支給額の拡大、乳幼児医療費助成対象の拡大などにより7.6億円増(5.7%)、反面、公債費は減少に転じて2.2億円減(1.7%)となりました。義務的経費全体では、11.7億円増(2.6%)となりました。

投資的経費については、4.5億円減(3.5%)となりました。このうち補助事業では、PFI学校施設整備事業の減少などにより4.2億円減(15.1%)となりました。単独事業では、本庁舎耐震改修事業の増加があるものの、企業立地奨励金交付事業、消防通信指令システム更新事業、四日市看護医療大学設立支援事業の減少などにより2.6億円減(2.6%)となりました。

特別会計については、国民健康保険特別会計で、保険給付費の増及び平成18年10月から開始した保険財政共同安定化事業による拠出金の計上により、予算規模が大幅に増加したことから34.9億円増(4.6%)となるなど、特別会計全体では25.5億円増(3.3%)となりました。

会計別の予算規模は、

一般会計	98,138,000千円	(対前年度比	2.9%)
特別会計	79,627,740千円	("	3.3%)
財産区	28,700千円	("	0.7%)
合計	177,794,440千円	("	3.1%)

となりました。

その後、一般会計においては、国・県からの補助金確定による公共事業費の変更、7月に発生した台風4号による災害復旧費などの急施を要する事業費、人件費の減額、土地開発公社経営健全化基金の積立金、市立四日市病院整備基金の積立金、退職手当などを補正しました。

また、特別会計についても、競輪事業特別会計では施設整備事業費や開催関係経費の増額補正、土地地区画整理事業特別会計では土地開発公社補填金の増額補正、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計では過年度国庫支出金等返還金等の増額補正を行い、その他の特別会計については、事業費の精査等に伴う補正を行いました。

この結果、補正後の予算額は、

一般会計	101,299,206千円
特別会計	81,132,446千円
財産区	28,700千円
合計	182,460,352千円

となり、道路新設改良補助事業、街路補助事業、地方特定道路整備事業、市営住宅耐震補強事業、末永・本郷土地区画整理事業、農業集落排水施設整備補助事業などの前年度繰越事業費繰越額を加えた最終の予算額は、

一般会計	102,238,126千円
特別会計	81,246,904千円
財産区	28,700千円
合計	183,513,730千円

となりました。

一般会計予算の補正の推移

(単位 千円)

区 分	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
当 初 予 算	98,138,000	13,038,931	5,608,500	9,626,601	69,863,968
第1号補正(6月補正)	—————	—————	—————	—————	—————
第2号補正(9月補正)	357,177	83,128	67,700	32,435	340,170
第3号補正(12月補正)	2,207,411	51,591	234,900	109,564	1,811,356
第4号補正(3月補正)	596,618	112,460	727,400	681,127	437,885
計	101,299,206	13,119,854	6,638,500	9,087,473	72,453,379

(2)決算の概要

予算の執行に当たっては効果的かつ効率的な執行と経費の節減に努めるとともに、財源の確保にも努力して財政の健全維持に努めた結果、決算額は、

	歳 入 (A)	歳 出 (B)	収支差引 (A) - (B)
一般会計	101,453,789,735 円	99,261,674,945 円	2,192,114,790 円
特別会計	81,053,315,157 円	79,542,825,988 円	1,510,489,169 円
財産区	30,076,861 円	1,922,757 円	28,154,104 円
合 計	182,537,181,753 円	178,806,423,690 円	3,730,758,063 円

となり、収支差引額から事業繰越に伴う繰越財源として、一般会計 190,716,089円、特別会計 27,063,000円を控除した実質収支額は、一般会計 2,001,398,701円、特別会計 1,483,426,169円、財産区28,154,104円、計 3,512,978,974円となりました。

この結果、一般会計における単年度収支額は、本年度実質収支額 2,001,398,701円から前年度実質収支額1,972,525,461円を控除した額 28,873,240円の黒字となっています。なお、財政調整基金への積立金1,006,733,205円、繰上償還金35,184,208円を加算した実質単年度収支額は1,070,790,653円の黒字となりました。

次に、本年度の決算を地方財政統計で統一的に用いられる会計区分である「普通会計」により分析します。

歳入は、前年度に比して 5.4%増の101,749,290千円、歳出は5.5%増の99,496,480千円となりました。

歳入において、市税は個人市民税が税源移譲等の税制改正により22.9%の大幅増となり、法人市民税も企業業績が堅調に推移したことを受けて14.3%の増収となりました。固定資産税の土地については地価の下落に伴う評価の一部見直し等により1.5%の減となりましたが、家屋については評価替えから2年度目で既存家屋分の評価額が据え置かれ、新增築分の税収が上乘せされたことから3.7%の増となり、償却資産についても大規模設備投資があったため18.8%の増となりました。この結果、市税全体では11.7%の増収となり過去最高の税収となりました。

地方譲与税においては、平成19年度から税源移譲が実施されたことに伴い所得譲与税が廃止されたため、60.0%の減収となりました。

利子割交付金については、預貯金金利の低下とともに年々減収傾向にありましたが、平成19年度は外国投資信託などの比較的金利の高い金融商品の人気等に支えられて29.2%の増収となりました。

地方特例交付金は、定率減税の補てん措置分の段階的縮小により74.7%の大幅減となりました。

繰入金は、団塊世代の大量退職に対応するために職員退職手当基金から繰入により165.2%の大幅増となりました。

諸収入は、中小企業振興資金融資預託金元利収入が大きく増加したことにより44.1%の増となりました。

次に歳出ですが、公債費は、償還のピークを過ぎ、利子から元金へシフトしていることなどから0.7%減となりましたが、人件費が一般退職手当の増などから7.7%増、扶助費が児童手当の増などから6.4%増となり、義務的経費全体では、4.7%の増となりました。

積立金は、財政調整基金及び土地開発公社経営健全化基金などの増により339.9%の大幅増となり、繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金などの増加により1.5%増、投資的経費は、PFI学校施設整備事業などの減少により12.1%減となりました。

なお、実質収支額は前年度を下回り、歳入決算額に対する比率（下表(B)/(A)）は2.0%となりました。

普通会計決算規模の推移

(単位 千円)

年度	歳入決算額 (A)		歳出決算額		歳入歳出差引額		実質収支額 (B)		(B)/(A)
		対前年比 (%)		対前年比 (%)		対前年比 (%)		対前年比 (%)	
9	103,196,300	0.3	100,833,148	0.2	2,363,152	28.7	1,737,817	86.5	1.7
10	99,280,097	3.8	96,172,011	4.6	3,108,086	31.5	1,767,295	1.7	1.8
11	100,231,982	1.0	97,250,233	1.1	2,981,749	4.1	2,536,363	43.5	2.5
12	98,743,060	1.5	96,067,521	1.2	2,675,539	10.3	2,005,740	20.9	2.0
13	98,388,247	0.4	96,289,572	0.2	2,098,675	21.6	1,620,029	19.2	1.6
14	96,163,792	2.3	94,991,165	1.3	1,172,627	44.1	680,638	58.0	0.7
15	92,650,174	3.7	91,228,999	4.0	1,421,175	21.2	1,042,591	53.2	1.1
	96,426,214	—	94,800,216	—	1,625,998	—	1,244,639	—	1.3
16	96,274,580	0.2	94,669,809	0.1	1,604,771	1.3	1,184,592	4.8	1.2
17	99,096,772	2.9	96,861,187	2.3	2,235,585	39.3	1,456,765	23.0	1.5
18	96,528,348	2.6	94,290,882	2.7	2,237,466	0.1	2,059,318	41.4	2.1
19	101,749,290	5.4	99,496,480	5.5	2,252,810	0.7	2,050,081	0.4	2.0

普通会計は、一般会計、土地区画整理事業会計、住宅新築資金等貸付事業会計及び公共用地取得事業会計の純計です。

実質収支額は、歳入歳出差引額から繰越事業に係る財源を控除したものです。

15年度下段及び16年度数値は、旧楠町決算額を合算して純計した決算額です。

16年度の対前年比は、15年度下段決算額との比較値です。

歳出経費のうち義務的経費の割合により、財政構造の弾力性を見ます。歳出に占める構成比及び一般財源比は、全体では前年度に比べ減少しましたが、依然として義務的経費の割合は高く、硬直性が高い状態であるといえます。個別にみると前年度に比べて、人件費は構成比が増加しましたが、一般財源比は減少、扶助費は構成比、一般財源比ともに増加、公債費は構成比、一般財源比ともに減少しました。

義務的経費の推移

(単位 %)

区分		9	10	11	12	13	14	15		16	17	18	19
人件費	構成比	21.3	22.1	21.4	21.8	20.8	20.7	20.4	20.6	20.4	18.8	18.4	18.8
	一般財源比	31.0	30.0	28.6	27.1	26.2	25.6	24.6	24.8	25.0	24.0	22.7	20.4
扶助費	構成比	9.8	10.9	12.0	9.7	10.7	11.5	12.7	12.4	13.2	13.3	14.3	14.4
	一般財源比	6.1	6.5	7.0	5.2	5.7	5.7	5.8	5.7	6.6	6.4	6.7	6.9
公債費	構成比	9.0	10.4	10.8	11.6	12.4	13.5	14.1	14.0	14.0	13.7	14.7	13.8
	一般財源比	14.1	15.6	15.9	15.9	17.1	18.2	18.2	18.0	18.2	18.5	19.2	18.5
計	構成比	40.1	43.4	44.2	43.1	43.8	45.8	47.2	47.0	47.6	45.7	47.4	47.0
	一般財源比	51.2	52.1	51.5	48.1	49.1	49.5	48.7	48.5	49.8	48.9	48.6	45.8

本表は、いずれも普通会計の純計です。

構成比は歳出総額に占める割合であり、一般財源比は歳出総額に充当された一般財源に対する各経費に充当された一般財源の割合です。

15年度右欄及び16年度は、旧楠町決算額を合算して純計した決算額の数値です。

次に、経常収支比率（経常経費に充当された一般財源と経常一般財源及び臨時財政対策債の計の比率）については、1.8ポイント改善し83.4%となりました。これは、扶助費などの経常経費の増加以上に、大幅な市税の増により経常的一般財源総額が増加したことなどによるものです。

経常収支比率の推移

（単位 %）

年 度	9	10	11	12	13	14	15		16	17	18	19
経常収支比率	86.0	89.0	85.8	84.9	86.7	88.5	85.0	84.8	88.2	83.7	85.2	83.4

15年度右欄及び16年度は、旧楠町決算額を合算して純計した決算額の数値です。

一方、本市が国県に依存せず自主的に収入する自主財源の比率は、財政基盤の安定性及び行政活動の自立性を判断する指標です。19年度は自主財源の市税が大幅に増加したことなどから、前年度に対し4.9ポイント高まりました。

自主財源比率の推移

（単位 %）

年 度	9	10	11	12	13	14	15		16	17	18	19
自主財源比率	66.9	67.3	66.2	66.5	64.4	63.1	62.4	61.8	63.0	62.3	65.9	70.8

本表における自主財源とは、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入としています。

15年度右欄及び16年度は、旧楠町決算額を合算して純計した決算額の数値です。

健全化判断比率

従来の再建法制に変わり、地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、平成19年度決算から財政健全化に係る4指標の公表が義務付けられました。また、平成20年度決算からは基準を超える団体は財政健全化計画（公営企業の資金不足比率においては経営健全化計画）あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければなりません。

本市においては、平成19年度決算から算定した各指標の比率は、いずれも基準以内となりましたが、実質公債費比率が地方債の協議制水準（18%以内）に達していないこと、地方債残高が多く将来負担比率が高水準であることなどから、今後もさらなる財政健全化を推進していく必要があります。

各指標は次のとおりとなっております。

各指標	概要	国からの基準		H19算定
		財政再生基準	早期健全化基準	
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	20%	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	11.25%	
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	30%	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	16.25%	
実質公債費比率	全会計を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	35%	18.7%
		早期健全化基準	25%	
将来負担比率	全会計及び設立法人等を対象とした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	350%	282.8%
		早期健全化基準	350%	
資金不足比率	公営企業を対象とした資金不足額が事業規模に占める比率	財政再生基準	20%	0% (資金不足なし)
		早期健全化基準	20%	

連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過措置を設ける。（平成21年度決算まで40%、平成22年度決算は35%とし、平成23年度決算から30%とする。）